

○姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例施行規則

平成23年3月28日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例（平成23年姫路市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(奨励金の貸与申請)

第3条 貸与希望者は、姫路市臨床研修医奨励金貸与申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 貸与希望者が臨床研修医として勤務する医療機関の長が作成した推薦書
- (2) 貸与希望者の医師免許証の写し
- (3) 申請の日前3月以内に発行された貸与希望者の住民票の写し
- (4) 申請の日前6月以内に実施した貸与希望者の健康診断書
- (5) 申請の日前3月以内に発行された連帯保証人となる者の印鑑登録証明書

(連帯保証人)

第4条 条例第3条第4号の連帯保証人は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 所在地が明らかな成年者（成年被後見人、被保佐人若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これらに相当する者を除く。）であること。
- (2) 現に奨励金の貸与を受けていない者であり、かつ、条例第6条の申請を行っていないものであること。
- (3) 2以上の貸与希望者の連帯保証人となる者、若しくはなろうとする者又は現に被貸与者の連帯保証人となっている者でないこと。

(奨励金の貸与決定通知)

第5条 市長は、奨励金の貸与を決定したときは、姫路市臨床研修医奨励金貸与決定通知書（個人宛）により、当該申請に係る貸与希望者に通知するとともに、姫路市臨床研修医奨励金貸与決定通知書（医療機関宛）により、当該申請に係る貸与希望者が臨床研修医として勤務する医療機関の長へ通知するものとする。

(奨励金の貸与契約)

第6条 被貸与者は、姫路市臨床研修医奨励金貸与決定通知書（個人宛）を受領したとき

は、遅滞なく、姫路市臨床研修医奨励金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(奨励金の請求等)

第7条 条例第7条第2項の規定により、7月に貸与する奨励金は4月から7月までの月分とし、8月に貸与する奨励金は8月から11月までの月分とし、12月に貸与する奨励金は12月から翌年3月までの月分とする。

2 被貸与者は、奨励金の交付を受けようとするときは、姫路市臨床研修医奨励金請求書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該被貸与者が臨床研修医として勤務する医療機関の長が作成した姫路市臨床研修医奨励金継続願（当該年度において継続して奨励金の貸与を受けようとする場合に限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の貸与の取消通知及び休止通知)

第8条 市長は、奨励金の貸与の決定を取り消したとき又は奨励金の貸与を休止したときは、その旨を姫路市臨床研修医奨励金貸与（取消・休止）通知書により当該被貸与者に通知するものとする。

(休止期間中の奨励金の貸与額)

第9条 市長は、条例第9条の規定により奨励金の貸与を休止したときは、条例第7条第2項の規定により貸与する奨励金の額から、次の各号に定めるところにより休止期間とした月分の奨励金の額を減じた額を支給するものとする。

(1) 条例第9条第1号に該当するとき 前期研修又は後期研修を休止した日の属する月の翌月から前期研修又は後期研修を再開した日の属する月まで。ただし、前期研修又は後期研修を休止した日と再開した日が同一の月に属するときは、当該休止した日の属する月

(2) 条例第9条第2号に該当するとき 被貸与者が前条の通知を受領した日の属する月の翌月から当該貸与の休止を解除する旨の通知が被貸与者に到達した日の属する月まで。ただし、被貸与者が前条の通知を受領した日と当該貸与の休止を解除する旨の通知が被貸与者に到達した日が同一の月に属するときは、当該通知を受領した日の属する月

(奨励金の貸与の辞退)

第10条 被貸与者は、未受給の奨励金については、姫路市臨床研修医奨励金貸与辞退申

出書を市長に提出して、貸与を辞退することができる。

(奨励金の返還の猶予申請)

第11条 奨励金の返還の猶予を受けようとする者（以下「返還猶予申請者」という。）は、姫路市臨床研修医奨励金返還猶予申請書に条例第11条第1項各号に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還の猶予決定通知)

第12条 市長は、奨励金の返還の猶予を決定したときは、その旨を姫路市臨床研修医奨励金返還猶予決定通知書により返還猶予申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還債務の免除)

第13条 市長は、条例第12条の規定により被貸与者に貸与した奨励金に係る返還債務の免除を行おうとするときは、次に定めるところにより、同条各号に定める免除の要件に該当することを確認しなければならない。

(1) 条例第12条第1号又は第2号に該当するとして免除しようとするとき 奨励金に係る返還債務の免除を行おうとする被貸与者から姫路市臨床研修医奨励金返還免除申請書（以下「返還免除申請書」という。）に医師業務等従事証明書を添付して提出させるものとする。

(2) 条例第12条第3号に該当するとして免除しようとするとき

ア 被貸与者が業務上の理由により死亡したとき 市長は、当該死亡した被貸与者の相続人又は連帯保証人から返還免除申請書に当該被貸与者に係る死亡診断書、退職証明書及び当該死亡が業務上の理由によるものであることを証する書類を添付して提出させるものとする。

イ 被貸与者が業務に起因する疾病その他の理由により医師として勤務することができなくなったとき 当該被貸与者又は連帯保証人から返還免除申請書に当該被貸与者に係る退職証明書、疾病等の事実及び程度を証する書類並びに疾病等が業務上の理由によるものであることを証する書類を添付して提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の返還債務の免除を決定したときは、その旨を姫路市臨床研修医奨励金返還免除決定通知書により通知するものとする。

(異動の届出)

第14条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の返還を完了し、又は奨励金の返還債務の免除を受けるまで、異動届出書に当該届出事項を証する書類を添付して、遅滞なく市長に提出させるものとする。

- (1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
- (2) 前期研修を休止し、又は修了したとき。
- (3) 後期研修を開始し、休止し、又は修了したとき。
- (4) 市内の医療機関において医師としての診療への従事を開始し、又は医師として診療に従事しなくなったとき。
- (5) 医師として診療に従事する市内の医療機関において診療科を変更したとき。
- (6) 連帯保証人が後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは破産手続開始の決定（これらに類似する外国の法令上の手続を含む。）を受けたとき又は死亡したとき。
- (7) 奨励金の返還の猶予期間中に、前期研修医、後期研修医又は医師として勤務する医療機関を変更することとなったとき。
- (8) その他市長が特に必要があると認めて指示するとき。

（死亡届）

第15条 市長は、被貸与者が奨励金の返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人に、死亡届出書に死亡診断書を添付して、遅滞なく市長に提出するよう求めるものとする。

（遅延利息）

第16条 市長は、被貸与者が正当な理由がなく、奨励金の返還期日までに奨励金を返還しない場合は、当該返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき法定利率により計算した額の遅延利息を徴収するものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、奨励金に関する事務について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日規則第42号）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

2 〔略〕

附 則（平成29年2月10日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年３月２６日規則第９号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日規則第２７号）

この規則は、公布の日から施行する。